主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人室野克昌、同杉山利朗の上告理由について

原審の確定した事実関係によれば、(1) 本件自動車の所有者である被上告人は、 平成三年一二月一〇日、友人であるDに対して、二時間後に返還するとの約束の下 に本件自動車を無償で貸し渡したところ、Dは、右約束に反して本件自動車を返還 せず、約一箇月間にわたってその使用を継続し、平成四年一月一一日、本件自動車 を運転中に本件事故を起こした、(2) Dは、本件自動車を長期間乗り回す意図の 下に、二時間後に確実に返還するかのように装って被上告人を欺き、本件自動車を 借り受けたものであり、返還期限を経過した後は、度々被上告人に電話をして、返 還の意思もないのにその場しのぎの約束をして返還を引き延ばしていた、(3) 被 上告人は、Dから電話連絡を受けた都度、本件自動車を直ちに返還するよう求めて おり、同人による使用の継続を許諾したものではなかったが、自ら直接本件自動車 を取り戻す方法はなく、同人による任意の返還に期待せざるを得なかった、という のであり、以上の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして 首肯することができる。そして、右事実関係の下においては、本件事故当時の本件 自動車の運行は専らDが支配しており、被上告人は何らその運行を指示、制御し得 る立場になく、その運行利益も被上告人に帰属していたとはいえないことが明らか であるから、被上告人は、自動車損害賠償保障法三条にいう運行供用者に当たらな いと解するのが相当である。右と同旨の原審の判断は、正当として是認することが できる。所論引用の各判例は、事案を異にし本件に適切ではない。原判決に所論の 違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意 見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	藤	井	正	<b>玄隹</b>